

## 令和6年度の転園を希望する方へ

新年度に向けた転園手続きについてお知らせします。

### 市内の他の認可保育所等への転園を希望する方

#### 1 提出書類

- (1)異動届 (2)教育・保育給付認定(変更)申請書 (3)転園届  
(4)就労証明書(入所希望日から1年以内に転職をされた方は、  
前職の就労状況が分かる書類もご提出ください。(詳しくは  
利用案内 P.11 をご覧ください))  
その他保育を必要とすることを証明する書類

園内にありますので、  
希望者は、お声掛けく  
ださい。

#### (5)住民税課税額証明書

令和5年1月1日時点で市外在住の方は、令和5年度の住民税課税証明書が必要です。

※川崎市で、対象年度の税情報が確認できる場合は提出不要です。

(詳細は、お住まいの地区の担当窓口まで御確認ください。)

※令和4年中(1月1日から12月31日)に育児休業を取得しており、令和4年1月1日時点で  
市外在住の方は、令和4年度の住民税課税証明書が必要です。

※令和3年中から令和4年中まで育児休業を取得しており、令和3年1月1日時点で  
市外在住の方は、令和3年度(令和2年分)の証明書が必要です。

※令和2年中から令和4年中まで育児休業を取得しており、令和2年1月1日時点で  
市外在住の方は、令和2年度(平成31年分)の証明書が必要です。

- (6)転居予定の場合には、転居先・転居日の分かる書類(賃貸借契約書(写し)、不動産売買契約  
書(写し)、社宅・寮に入居予定であることを示す会社発行の証明等)

※(2)(3)の個人番号記載欄に個人番号(マイナンバー)をご記入ください。

(窓口で提出される場合)

次のとおり、確認書類の提示をお願いします。

- ① 申込者の個人番号確認書類(マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード)
- ② 申込者の本人確認書類

顔写真付の身元確認書類1点(運転免許証、旅券等)又は

顔写真のない身元確認書類2点(健康保険の被保険者証、国民年金手帳等)

(保育所等に提出または郵送の場合)

上記①、②の書類の写しと提出書類を封筒に封入の上、ご提出ください。

#### 2 提出場所

現在利用している保育所等または

お住まいの地区の区役所児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

※下のお子さんの新規申請と併せて手続きをされる方は、

区役所児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当へご提出ください。

### 3 オンライン申請

本年度から、オンラインによる申請もはじまりました。詳細のご確認には、  
川崎市ホームページ「保育所等入所のオンライン申請について」をご活用ください  
<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000153979.html>



### 4 提出期限

保育所等に提出の場合	令和5年10月27日(金)まで
郵送の場合	令和5年10月27日(金)消印有効
オンライン申請の場合	令和5年10月11日(水)から10月27日(金)17:00まで
区役所等に提出(持参のみ)の場合	令和5年11月8日(水)まで

書類不備の場合は受理できないことがありますので、早めの提出をお願いします。

## 転園希望の取扱いと注意点について

利用調整にあたっては、保育所等を利用していないお子さんの申請を優先します。ただし、転居や勤務先の変更などにより、利用中の保育所等の利用継続が困難な場合やきょうだい別の保育所等を利用して、どちらか一方の保育所等への転園を希望する場合等には保育所等を利用していないお子さんの申請と同等に取り扱います。

- ※ 転園希望は年度内に限り有効です。
- ※ 現在転園希望をされている方で4月も転園希望の場合は、再度お申込みが必要です。
- ※ 転園やきょうだい同園希望の場合を除き、育児休業取得中の方は転園できません。  
(育児休業明け復職予定であれば申込み可能)
- ※ 転園先に内定した場合は、現在の保育所等に戻ることはできません。

## 川崎市外の認可保育所等を希望する方(転居・転勤予定の方)

希望される保育所等を管轄する市区町村に、締切日・必要書類等をご確認いただき、  
締切日の10日前までに、保育所等の申込みに必要な書類一式をお住まいの地区の区役所児童家庭課または地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当へご提出ください。

### 【お問合せ先(担当窓口)】

お住まいの地区の区役所児童家庭課または地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

川崎区役所児童家庭課 Tel:044-201-3219

川崎区大師地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当 Tel:044-271-0150

川崎区田島地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当 Tel:044-322-1999

幸区役所児童家庭課 Tel:044-556-6688

中原区役所児童家庭課 Tel:044-744-3263

高津区役所児童家庭課 Tel:044-861-3250

宮前区役所児童家庭課 Tel:044-856-3258

多摩区役所児童家庭課 Tel:044-935-3297

麻生区役所児童家庭課 Tel:044-965-5158

# 保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について

## 1 きょうだい同一園入所の機会拡充に向けた利用調整基準の見直しについて (令和6年4月の利用調整から)

川崎市では、多子世帯支援に関する課題への対応として、きょうだいが同一園に入所できる機会の拡充を図るため、新たに「川崎市保育所等の利用調整実施要綱（以下「要綱」という）」の見直しの必要が生じたことから、パブリックコメントを実施の上、結果を踏まえ、要綱を改正し、令和6年4月1日以降に保育所等の利用を希望する申込み子どもの利用調整から適用します。

要綱別表2「同ランク内での調整指数表」（抜粋）

令和6年度			令和5年度以前		
項目	細目	指数	項目	細目	指数
世帯状況	(4) 生活保護世帯等	7	世帯状況	(4) 生活保護世帯等	7
	(5) 別表第1で優先されている「ひとり親世帯等」			(5) 別表第1で優先されている「ひとり親世帯等」	
	(6) 別表第1で優先されている「生計中心者の失業」			(6) 別表第1で優先されている「生計中心者の失業」	
	(7) 既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯(※)			<新規>	

(※) 合計指数が7点となる世帯と、同ランク同指数で競合した場合は、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」によらず、世帯状況(7)以外が適用される世帯を優先して入所内定とする。

<新規>

要綱別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」（抜粋）

令和6年度		令和5年度以前	
項目	項目点	項目	項目点
<廃止>	<廃止>	既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯	1

## 2 保育所等の保育料のきょうだい減免の拡充について（令和6年4月から）

川崎市では、保育所等の保育料のきょうだい減免について、きょうだいの年齢、利用施設・事業に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料とすることとし、令和6年4月から制度の拡充を実施します。

	令和6年度（予定）	令和5年度以前
市民税非課税世帯 (ひとり親等は市民税所得割相当額が77,100円以下の世帯)	全児童 (無料)	全児童 (無料)
市民税所得割相当額が57,700円未満の世帯	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →きょうだいの年齢や利用施設・事業による制限なし → <u>全世帯が減免対象</u>	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →きょうだいの年齢や利用施設・事業による制限なし → <u>全世帯が減免対象</u>
市民税所得割相当額が57,700円以上の世帯		第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →同一世帯において、 <u>小学校就学前のお子さんが対象施設・事業を同時に利用される場合に適用</u>